

子育て青少年拠点  
夢つながり未来館ゆいぴあ

# 青少年活動サポートプラザ 利用のしおり



《 問 い 合 わ せ 》

青少年活動サポートプラザ

〒565-0824 吹田市山田西4丁目2番43号

TEL (06-6816-8552) FAX (06-6816-8554)

<http://www.support-suita.jp>

休館日：年末年始（12月29日～1月3日）

## 目次

- 1.設置目的……………P.1
- 2.開館時間及び休館日……………P.1
- 3.利用者の範囲について……………P.2
- 4.貸室について……………P.2、3
- 5.利用登録について……………P.4、5、6
- 6.予約システム及び、お部屋の申込期間……………P.7
- 7.利用申込について……………P.8、
- 8.貸室及び付属設備使用料について……………P.9、10
- 9.使用内容の変更・取消・還付について……………P.11
- 10.貸室のながれについて……………P.12
- 11.駐車場について……………P.13
- 12.物品販売について……………P.13

## 1.設置目的

### 【吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館の設置について】

未来の担い手である青少年の成長を支援し、青少年の創造性が夢へとつながる拠点として、又は安心して子育てのできる環境づくりの拠点として、子育て青少年拠点夢つながり未来館を設置する。

### 【吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館の設置目的】

子育て青少年拠点夢つながり未来館は、青少年が人とふれあい、情報と出会い、その成長に応じた支援を受けることにより、思いやりの心又は創造性をはぐくみ、その思いを夢へとつなぐ拠点となるとともに、子育ての知識、経験等を学び合い、安心して子育てのできる環境をつくる拠点となることによって、青少年又は子育てに対する支援の輪を地域に広げ、ともに成長し、支え合う活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

### 【青少年活動サポートプラザの設置目的】

青少年活動サポートプラザは、青少年又は青少年団体が安心して学び、活動し、交流できる場を提供するとともに、その成長又は発展に応じた支援を行うことを目的とする。

## 2.開館時間及び休館日

●開館時間● 月曜日～土曜日 (10:00～22:00まで)

日曜日・祝日 (10:00～18:00まで)

※ 但し、小学生及び中学生だけの利用は、10:00～18:00

18歳未満(高校生を含む)だけの利用は、10:00～21:00までになります。

●休館日● 年末年始(12月29日～1月3日まで)

※その他、施設管理上必要な場合は臨時に休館することがあります。

(吹田市に暴風警報発令時は臨時閉館になります。)

### 3.利用者の範囲について

①市内在住・在学・在勤の30歳未満の青少年個人または団体

②主に市内を活動場所とし、青少年育成を目的としている個人または団体

ただし、上の①②の利用に支障のない範囲で、その他個人および団体の方も利用することができます。

以下のような使用内容はお断りしております。あらかじめご了承ください。

◎営利を目的とする事業

◎他の使用者や市民に迷惑になると思われる場合

◎申請内容と異なる使用や、申請内容に虚偽があった場合

### 4.貸室について

①予約なしで利用できる部屋（無料）

3階：交流ロビー、学習室1・2（当日受付になります。）

5階：更衣・シャワー室（但し、利用できるのは貸室利用者に限ります。）

4階～6階：レンタルロッカー

（但し、利用できるのは2人以上の貸室利用団体に限ります。）

②予約が必要な部屋（有料）

4階：和室、工作室、調理室、多目的会議室1・2・3

5階：スタジオ1・2・3、多目的リハーサル室1・2

6階：多目的ホール

※ 電話での仮予約や予約の受け付けはできません。

窓口で利用登録の上、吹田市公共施設・予約システムから行ってください。

階	部屋名	面積	内 容	定員
3階	交流ロビー	288.90	青少年が、勉強・交流などで気軽に利用できる場所です。 (青少年の利用に支障のない範囲で青少年以外の人でも利用できます)	50名
	学習室 1	68.70	机に仕切りがあり、青少年が自習などで気軽に利用できる場所です。 (青少年の利用に支障のない範囲で青少年以外の人でも利用できます)	41名
	学習室 2	44.30	机に仕切りがなく、青少年が自習などで気軽に利用できる場所です。 (青少年の利用に支障のない範囲で青少年以外の人でも利用できます。)	20名 (混雑時30名)
4階	多目的会議室 (3分割可能)	125.10	研修会・講習会・会議等にご利用いただけます。 3分割での利用も可能です。 会議室 1 は18名程度 会議室 2 は27名程度 会議室 3 は27名程度 で、ご利用いただけます。	最大 100名  72名 (講義形式)
	調理室	68.20	料理やお菓子作り、講習会などにご利用いただけます。	20名
	工作室	44.40	軽クラフトや創作活動等にご利用いただけます。	18名
	和室	33.50	茶道・華道・少人数での会議・託児などでも、ご利用いただけます。	10名
5階	多目的 リハーサル室 (2分割可能)	124.80	ダンス・演劇・吹奏楽・コーラス・ライブなどの、発表・練習等にご利用いただけます。2分割でのご利用も可能なのですが、分割後の部屋間は、完全な防音ではありません。 (リハーサル室(1)のみ、アップライトピアノ・ミキサー・スピーカーは固定されています。)	60名  (各部屋 30名)
	スタジオ 1 (ミキサー室)	23.40	バンド活動や個人の楽器演奏等にご利用いただけます。	5名
		9.10		3名
	スタジオ 2	22.90	バンド活動や個人の楽器演奏等にご利用いただけます。	5名
	スタジオ 3	22.40	バンド活動や個人の楽器演奏等にご利用いただけます。	5名
更衣室 (シャワー有)	男子33.40 女子39.10	ダンスの練習や軽スポーツ等の利用時にご利用いただけます。 シャワーブースは、男女各3ブースあります。	ロッカー 各30個	
6階	多目的ホール	248.50	ダンス・ライブ・演劇・吹奏楽・コーラス等の発表などにご利用いただけます。	200名 (椅子のみ)

詳細についてはお問合せください。

## 5.利用登録について

●有料施設の利用にあたっては、利用登録をお願いしています。

▽利用登録をすることにより、

・毎月1日に行われる利用申込のWeb抽選にエントリーすることができます。

(1月は4日が抽選日となります。)

・市内使用料金で施設が使用できます。

・団体登録(2人以上)されている方は、レンタルロッカーが使用できます。

(青少年団体又は青少年育成団体を優先とします。)

・利用登録されている団体及び個人が、その活動に必要な場合は印刷機の  
使用ができます。(有料になります。3階事務所にお問い合わせください)

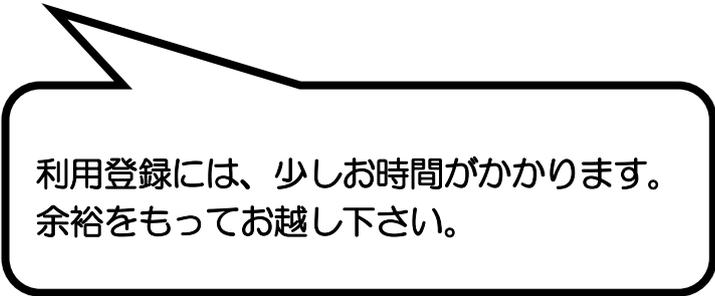
▽登録の方法は、

利用登録届及び必要書類を直接青少年活動サポートプラザ3階事務所に提出してください。必要書類については6ページの表をご確認下さい。

提出頂いた登録届を確認した後、利用登録をさせていただきます、

吹田市公共施設予約・照会システムカードを発行させていただきます。

※利用登録届の内容に虚偽が認められた場合には登録を取り消します。



利用登録には、少しお時間がかかります。  
余裕をもってお越し下さい。

## ●利用登録の区分

※ 個人は1人、団体は2人以上となります。

区分		登録条件	登録時に必要なもの
青少年A	団体	団体の所在地が吹田市内であり、その団体の構成員全員が吹田市内に在住・在学・在勤で、18歳未満または、高校生以下の方であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員名簿</li> <li>・証明証（学生証など）</li> </ul>
	個人	吹田市内に在住・在学・在勤のいずれかに該当する、18歳未満または高校生以下の方であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明証（学生証など）</li> </ul>

※登録時に構成員全員の本人確認証を確認させていただきます。

高校生については、写真付きの学生証を提示してください。

必ず、本人が持ってきてください。

区分		登録条件	登録時に必要なもの
青少年B	団体	団体の所在地が吹田市内であり、その団体の構成員の過半数以上が吹田市内に在住・在学・在勤の30歳未満の方であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員名簿</li> <li>・証明証（学生証や免許証など）</li> </ul>
	個人	吹田市内に在住・在学・在勤のいずれかに該当する、30歳未満の方であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明証（学生証や免許証など）</li> </ul>

※ 登録時には、全員分の名簿が必要になります。

本人確認は、代表者または代理人の方のみです。

区分		登録条件	登録時に必要なもの
青少年育成	団体	団体の所在地が吹田市内であること、または団体に構成員の過半数以上が吹田市内に在住・在学・在勤であること。 青少年の健全育成を目的として設立された団体で、会則または規約を定めていて、定期的に活動し実績があること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会則（規約）</li> <li>・構成員名簿</li> <li>・活動実績（チラシなど）</li> <li>・本人確認証（免許書や保険証など）</li> </ul>
	個人	吹田市内に在住・在学・在勤のいずれかに該当し、主に吹田市内を活動場所として、青少年の健全育成のために活動している方であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動実績（チラシなど）</li> <li>・本人確認証（免許書や保険証など）</li> </ul>

※ 本人確認は、代表者または代理人の方のみです。

区分		登録条件	登録時に必要なもの
市内 その他	団体	団体の所在地が吹田市内であること、または団体に構成員の過半数以上が30歳以上、吹田市在住・在学・在勤であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会則（規約）</li> <li>・構成員名簿</li> <li>・本人確認証（免許書や保険証など）</li> </ul>
	個人	30歳以上の方で吹田市内に在住・在学・在勤のいずれかに該当する方であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認証（免許書や保険証など）</li> </ul>

※ 本人確認は、代表者または代理人の方のみです。

会則または規約の所在地が吹田市内のものがあれば、構成員名簿は不要です。

↳貸室の鍵をお渡しの際には、必要になります。

区分		登録条件	登録時に必要なもの
市外	団体	上記の4区分のいずれにも該当しない個人・団体。 団体の所在地が市外または、吹田市内在住・在学・在勤の方が、過半数以上を満たしていない事。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用される際には団体の活動内容が分かるものをお持ちください。</li> </ul>
	個人		

※ 本人確認は、代表者または代理人の方のみです。

▲上記の事でわからないことがあれば、「貸室の利用登録について」とお問合せください。

## 6. 予約システム及び、お部屋の申込期間

### 吹田市 公共施設予約・照会システム 利用案内

【ご利用までの流れは次の通りになります】



## 7. 申込期間について

青少年A・B 青少年育成	6カ月前の予約が可能です。
市内その他	5カ月前の予約が可能です。
市外	4カ月前の予約が可能です。(先着申込のみとなります)

### < 抽選申込早見表 >

抽選実施		4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月4日	2月1日	3月1日
対象月 (利用したい月)	青少年A・B 青少年育成	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	市内その他	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
抽選 エントリー期間	開始	3月25日	4月25日	5月25日	6月25日	7月25日	8月25日	9月25日	10月25日	11月25日	12月25日	1月25日	2月25日
	締め切り	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日	1月31日	2月28日
抽選当落公開		4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月4日	2月1日	3月1日
午後0時(正午)													

毎月7日(1月のみ10日)までにご来館による申請手続き(料金のお支払い)が必要です。  
7日までに申請手続きが行われない場合システムにより自動取消となりますのでご注意ください。

### < 先着申込早見表 >

先着申込開始		4月2日	5月2日	6月2日	7月2日	8月2日	9月2日	10月2日	11月2日	12月2日	1月5日	2月2日	3月2日
午後0時(正午)													
対象月 (利用したい月)	青少年A・B 青少年育成	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	市内その他	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	市外	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

先着申し込みの日から7日以内にご来館による申請手続き(料金のお支払い)が必要です

## 8. 貸室及び附属設備使用料について

### ① 青少年活動サポートプラザ集会施設使用料

(単位 円)

施設の名称等	使用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	1時間 (延長)
		10:00 ～ 13:00	14:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	10:00 ～ 17:00	14:00 ～ 21:00	10:00 ～ 21:00	
多目的会議室(1)		600	600	600	1,200	1,200	1,800	200
多目的会議室(2)		600	600	600	1,200	1,200	1,800	200
多目的会議室(3)		600	600	600	1,200	1,200	1,800	200
調理室		900	900	900	1,800	1,800	2,700	300
工作室		600	600	600	1,200	1,200	1,800	200
和室		400	400	400	800	800	1,200	150
多目的 リハーサル室(1)	舞台使用 (有)	2,900	2,900	2,900	5,800	5,800	8,700	1,000
	舞台使用 (無)	900	900	900	1,800	1,800	2,700	300
多目的リハーサル室(2)		900	900	900	1,800	1,800	2,700	300
多目的 ホール	舞台使用 (有)	5,000	5,000	5,000	10,000	10,000	15,000	1,700
	舞台使用 (無)	3,000	3,000	3,000	6,000	6,000	9,000	1,000
施設の名称				使用料				
スタジオ(1)				1時間につき300円				
スタジオ(2)				1時間につき200円				
スタジオ(3)				1時間につき200円				

#### ▽備考

- 1.利用登録区分が「青少年A」の使用料は、無料となります。
- 2.市外団体・個人の使用料は、本表使用料の10割増しとなります。
- 3.別に教育委員会が定める附属設備等を使用するときは、本表使用料のほか、教育委員会が定める使用料が必要となります。(P.10 参照)

② 附属設備等使用料

部屋	名称・使用料
多目的ホール	グランドピアノ・・・1台1回につき3,000円
スタジオ1・2・3	ドラムセット・・・1式1時間につき300円
スタジオ1・2・3	ギターアンプ・・・1台1時間につき200円
スタジオ1・2・3	ベースアンプ・・・1台1時間につき200円
スタジオ1・2・3	キーボード・・・1台1時間につき300円

▽備考

- 1.利用登録区分が「青少年A」の使用料は、無料となります。
- 2.グランドピアノの使用料は、午前（10：00～13：00）  
午後（14：00～17：00）  
夜間（18：00～21：00）  
各時間帯における使用ごとに1回として算定します。
- 3.グランドピアノの使用料には、調律料は含まれていません。
- 4.市外団体・個人についての使用料は、本表使用料の10割増しとなります。

③ 集会施設備品（無料）

多目的ホール	音響・マイク・ホワイトボード・プロジェクター
多目的リハーサル室(1)	音響・マイク・ホワイトボード・アップライトピアノ
多目的リハーサル室(2)	ホワイトボード
スタジオ(1)	音響・シールド×1・マイク（シールド付）×3
スタジオ(2)	音響・シールド×1・マイク（シールド付）×3
スタジオ(3)	音響・シールド×1・マイク（シールド付）×3
多目的会議室(1)	音響・マイク・ホワイトボード・プロジェクター
多目的会議室(2)	ホワイトボード
多目的会議室(3)	ホワイトボード
工作室	ホワイトボード
調理室	ホワイトボード・調理器具など（別紙あり）

## 9. 使用内容の取消及び変更について

### (1) 取り消し（キャンセル）の場合

使用許可を受けた内容について、取り消しをされる場合は、窓口にて「使用取消届」を提出してください。

既納の使用料は還付いたしません。ただし、以下の場合はそれぞれ規定の額を還付いたします。

ア. 使用者の責めに帰すことができない理由によって使用することができない場合（全額還付）

イ. 使用者が、使用日の 7 日前までに「使用取消届」を提出した場合（5 割還付）

### (2) 使用日時又は使用場所変更の場合

使用許可を受けた内容について、日時又は場所を変更する場合は、既納使用料の充当手続きが必要となります。システムにて変更後の使用内容を申し込んだ後、支払期限内にご来館ください。

なお、変更後の使用料と、既納使用料に差額が生じた場合は、以下の手続きも必要となります。

ア. 使用料に**不足額**が生じた場合は、不足額をお支払いください。

イ. 使用料に**過納額**が生じた場合は、過納額の 5 割を還付しますので「還付申請書」を提出してください。ただし、還付申請は当初の使用日から 7 日前までの手続きに限ります。

※使用料の充当に関しては**1 回限り**となります。また、当初の使用日の 6 日前から使用当日の間に変更した場合は、その後に「使用取消届」を提出しても使用料は還付いたしません。

※還付申請書の提出の際には代表者名義の印鑑（スタンプ型印鑑は不可）が必要になりますので必ずご持参ください。還付金受領の際にも必要となります。

## 10. 利用当日について

●貸室（4階～6階）利用当日のながれは以下の通りになります。

使用許可書を3階貸室受付に提示してください。※提示後の入室となります。

（附属設備や備品使用の変更がありましたら利用前に申し出てください。）



受付にてお部屋の鍵や貸出備品、利用状況報告書（アンケート）を受け取ってください。

（10分前からの鍵の貸し出しになっています。）



ドアをしっかり施錠し、「使用中」のボタンを点けた後、使用を開始してください。



利用終了後は入室した時と同じ状態に戻してください。

ゴミは各自でお持ち帰りください。



利用時間内にお部屋の鍵や貸出備品を返却ください。

利用状況報告書（アンケート）を記入して、ご提出ください。

※職員が確認し、利用終了となります。

附属設備を使用された場合はこの時に、使用料のお支払いをお願いします。

### ●注意事項

※使用時間には「会場の準備」「片付け」が含まれております。

使用時間を超えて利用された場合は、延長料金をいただく場合があります。

## 11. 駐車場について

自動車・バイク・自転車駐車場については施設利用者を対象としています。駐車台数に限りがございますので公共交通機関での来館にご協力ください。

◎自動車駐車場…20台収容（内、軽自動車専用1台、障がい者専用2台）

20分以内の部分	無料
20分を超え40分以内の部分	200円
40分を超える部分	20分までごとに100円

※車高が2.1メートル以上の車は入庫できません。

◎バイク駐車場…38台収容（自動二輪4台、原動機付自転車34台）

自動二輪車	30分以内の部分	無料
	30分を超える部分	1日1回につき300円
原動機付 自転車	30分以内の部分	無料
	30分を超える部分	1日1回につき200円

◎自転車駐車場…105台収容

30分以内の部分	無料
30分を超える部分	1日1回につき100円

◎無料券について

※自転車駐車場をご利用された市内在住または在学のいずれかである

18歳未満（高校生まで）の方には、施設利用後3階受付にて無料券をお渡します。但し、ご自身で自転車を運転されてきた場合に限ります。

※施設利用者の方で障がい者手帳をお持ちの方は、無料券をお渡しいたしますので、精算機で受付券を発券し、3階受付の窓口で受付券と一緒にご提示ください。

## 12. 物品販売について

内 容	税込み価格
コピー A4×1枚（片面）	10円
コピー A3×1枚（片面）	10円
CD-R（1枚）	40円
割りばし（1膳）	5円
ふきん（1枚）	50円
キッチンペーパー（1箱）	150円
食器用スポンジ（1個）	30円



※阪旧山田駅・モノレール山田駅から徒歩すぐ  
※来館には公共交通機関をご利用ください。

## 施設の管理運営

一般財団法人 大阪市青少年活動協会・東京海上日動ファシリティーズ株式会社  
共同事業体